

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月22日 12時45分ごろ
発生場所	福井県 <small>おぼま</small> 小浜市 <small>ぼら</small> 小鰐ノ鼻北北東方沖 田烏港 <small>たがらす</small> 明神鼻灯台から真方位302° 3.0海里付近 (概位 北緯35° 34.1′ 東経135° 46.5′)
事故の概要	小型兼用船 <small>ぎよせい</small> 漁生丸は、北西進中、また、プレジャーボート第4七福丸 <small>しちふく</small> は、船首を西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 小型兼用船 漁生丸、4.3トン FK3-9694（漁船登録番号）、個人所有 第251-11524号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第4七福丸、0.3トン 251-15013福井、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 2人（同乗者）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首部に亀裂及び破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、親戚2人を乗せ、小浜市志積地区 <small>しつみ</small> を出航し、同市矢代湾 <small>やしろ</small> 北西方沖の釣り場へ向かう目的で、約12ノットの対地速力で手動操舵により北西進していた。 船長Aは、船首浮上により正船首から左右にそれぞれ約10°の死角が生じていたので、操舵室の椅子に座った姿勢で船首を左右に振って、目視及びレーダーで見張りを行いながら、複数の船舶のそばを通過した後、他船を見掛けなくなり前路に他船はいないと思っていたところ、衝撃を感じ、船首方にB船が見えて、B船と衝突したことを知った。 A船は、B船をえい航して帰航し、海上保安署に本事故の発生を通報した。 船長Aは、船首を左右に振っていてもB船が死角に入っており、また、レーダーの感度が下がっていてレーダー画面に他船が映ったり映らなかつたりしていたので、B船を見落としたのかもしれないと本事

	<p>故後に思った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人とその子供1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣り場を移動しながら小鰐ノ鼻北北東方の魚礁付近に至り、エンジンを停止して船首を西方に向け漂泊していた。</p> <p>船長Bは、船尾部で釣り具を片付けていた際にA船に気付き、その後も約5分に一度は周囲を見渡して、A船がB船の方に向かっていているのを数回見ていたが、B船がいる魚礁付近で釣りをするために近づいており、そのうちに止まるだろうと思って漂泊したまま釣り具の片付けを続けた。</p> <p>同乗者は、右舷側で北方を向いて釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、エンジン音が聞こえたのでA船の方を見たところ、目前に迫ったA船を認め、どうすることもできず、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>同乗者は、腕や臀部等に擦過傷及び打撲傷を負った。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、北西進中、船首浮上による死角に入っていたB船に気付かず、前路に他船がないと思い航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、座った姿勢で船首を左右に振っていてもB船が死角に入っており、また、レーダーの感度が下がっていたことから、漂泊中のB船に気付かず、前路に航行の支障となる他船がないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、A船がB船のいる魚礁付近で止まると思い釣り具の片付けを続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首浮上による死角に入っていたB船に気付かず、前路に他船がないと思い航行を続け、また、船長Bが、A船がB船のいる魚礁付近で止まると思い釣り道具の片付けを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、船首に死角が生じる場合は、立った姿勢で操船したり、船首を大きく左右に振ったりするなどして、死角を十分補う見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、レーダーの感度調整を適切に行い、レーダーを有効に活用して見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、漂泊中、接近する他船を認めた場合、他船が止まるなど予断を持たず、継続して他船の動向を監視し、必要があれば余裕のある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を</li> </ul>

	採ること。
--	-------